

西表島森林生態系保護地域の利用のあり方(案)

- ・西表島森林生態系保護地域の利用のあり方について、以下のように定める。
- ・森林生態系保護地域全域においてたき火は禁止とする(テント設営箇所等植生がない箇所でのコンロ等の利用は可)。
- ・調査、研究等を目的とした入林については、必要な手続(入林申請等)を済ませればルートを設定しない。
- ・非常時に使用するルートは限定しない。

保存地区(コアゾーン)

【登山道等について】

- 一般の登山者等及び地域住民による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らかである道(管理が見込まれる道)等に限り利用可能とする。
- 一般の登山者等が利用する際は、自然ガイド等の同行が望ましい。
- 非常時を除き原則としてテント設営は認めない。

【その他のエリアについて】

- 原則として立ち入りを認めない。

保全利用地区(バッファゾーン)

【登山道等について】

- 一般の登山者等の利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らかである道(管理が見込まれる道)等の他、原則として次の要件を満たしており、保全管理委員会の意見を聴き九州森林林管理局が指定したルートについては立ち入りを認める。

・次のいずれにも該当しないこと

- (ア)希少種に影響を与える恐れのある箇所・時期
- (イ)崩壊等の危険性のある箇所

- 一般の登山者等が利用する際は、自然ガイド等の同行が望ましい。

- 決められた箇所におけるテント設営は認める。

【その他のエリアについて】

- 一般の登山者等が立ち入る際は原則として自然ガイド等が同行するものとする。
- 地域住民は猟・山菜等の採取を行うことができる。ただし、希少種の採取は認めない。

※西表島における遭難事例については「参考資料2」を参照

※主なツアー工程と利用者数については「参考資料3」を参照